

令和3年1月28日

高知市上下水道事業管理者

山本 三四年

見積参考資料の記載内容（試行）について

入札情報（設計図書）に公開している見積参考資料の記載内容について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 見積参考資料

入札においては、見積参考資料に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。

■見積参考資料表紙の記載（下線部が追記となります。）

- ・「見積参考資料」は、入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではありません。
- ・入札においては、「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

（別紙1「見積参考資料の表紙」参照）

2 対象

上下水道局が発注する土木系建設工事

3 適用年月日

令和3年1月4日以降の公告に適用します。

